

所長のひとりごと



明けましておめでとうございます。今年も宜しく
お願い致します。

このニュースレターは、昨年の6月よりリニュー
アルしました。毎号けん玉の記事を載せていま
すが、今年もけん玉で攻めていきたいと思
います。

昨年の12月22日に、地元の児童館にけん玉界の
スーパースターであるズーマダンケが来
ました。

学校の終業式の日ということもありましたが、平日の午後にもかかわらずたくさんの子供たちで会場は賑わっていました。

けん玉ショーでは、子供たちが目を輝かせて見ていたり、一緒にパフォーマンスでは、たくさんの手が上がったり本当に楽しそうでした。

私としては、たくさんの子供たちがけん玉に興味を持ってくれることが本当にうれしく、いつかけん玉教室に来てくれることを楽しみに今年もけん玉の活動をしていこうと思いました。

税金お役立ち情報

今回は、平成30年度の税制改正大綱の中の所得稅の改正についてお伝えします。

- ・給与所得控除額の見直し
これは、年収850万円を超える場合の給与所得控除額を195万円に引き下げることと、850万円以下についても給与所得控除額を10万円引き下げることになりました。年収850万円を超える方は、平成29年度と比べると増税になります。
- ・基礎控除額の見直し

これまで基礎控除は、収入に関係なく一律で38万円を控除できました。

今回の改正で、所得金額が2400万円以下であれば48万円控除でき、2400万円を超えて2500万円以下であれば一定額の控除がありますが、2500万円を超えると基礎控除がなくなります。

「当事務所では、セカンドオピニオンサービスを」
「行っております。」
「現在、顧問税理士がいる会社様でもご利用いた」
「だけます。お気軽にお問い合わせください。」